

1. 件名「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（117）」

2. 日時：平成29年4月11日 15時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 7階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、江崎安全審査官、
吉村安全審査官、田口安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員（開発計画室）

福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））他19名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、耐津波設計方針について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○防潮堤の構造に関して、これまでセメント固化盛土構造としてきた区間を鋼管杭鉄筋コンクリート壁構造とする設計に変更した経緯について、当初検討方針からの違いを提示した上で整理した資料を提示し説明すること。

○鋼管杭鉄筋コンクリート壁の摩擦杭の成立性については、液状化検討対象層の有効応力解析結果等も提示した上で、その妥当性を説明すること。

○摩擦杭と支持杭の併用について、異種の基礎形式となることから、地震時における挙動等も踏まえ、構造妥当性を十分に示すこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・東海第二発電所 防潮堤に係る「鋼管杭鉄筋コンクリート壁構造」の「セメント固化盛土構造」区間への拡張適用について

- ・東海第二発電所 耐津波設計に係る新規制基準への適合のための対応方針について
- ・【別添】東海第二発電所 新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）
- ・東海第二発電所 敷地の特徴を踏まえた耐津波設計方針について（参考資料）
- ・東海第二発電所 防潮堤の津波防護機能以外に防潮堤設計に期待している事項
- ・防潮堤（盛土区間）の構造変更による外部火災評価への影響について